

ほんとに

接骨院・整骨院の正しいかかり方

接骨院・整骨院は国家資格を持つ
柔道整復師が施術を行う公式な施設です。

痛みや症状の出た「負傷原因」があるケガに対する施術（治療）を健康保険を使って受けられます。

転んだ・ぶつけた・捻じったなどの原因以外にも、「くり返し使った」・「普段と違う使い方」・「いつもより強く使った」などの原因も「負傷原因」となります。



骨折等の継続施術への同意を受けるため、医療機関で診察を受けた場合などには柔道整復師による施術に対しても健康保険が使えます。

内科の病気や慢性の痛み（リュウマチやヘルニアなど）に対して医療機関で治療を受けている場合でも、新たにケガをした場合は健康保険が使えます。

医療機関（病院・診療所）で同じケガの治療を受けた同日は、柔道整復師による施術に対して健康保険が制限される場合があります。（診察のみの場合を除く）

健康保険でかかりましょう

- ・捻挫や打撲、肉ばなれなどの痛みの出たきっかけや原因となる動作があるケガ
- ・骨折や脱臼への応急処置
- ・ぎっくり腰や寝ちがえ
- ・スポーツによる外傷

- ・骨折や脱臼への応急処置後の継続した施術
- ・骨折等で入院し、退院後の在宅施術（往療）
- ・骨折等の手術後の施術（運動療法や疼痛管理）

* 様々な原因で通院が困難な場合、往療（往診）が可能となる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。



痛みやつらい症状は放置せずご相談ください

健康保険が制限されます

- ・マッサージ代わりの施術
- ・内科的病気による痛み
- ・脳疾患などによる麻痺など
- ・リュウマチなどの慢性疾患による痛みなど

* 初検（初診時の問診など）によりケガと判断された場合には健康保険による施術が受けられます。

* ケガかどうか判断がつかない場合でも初検料のみ健康保険が適応されます。



発行者 公益社団法人栃木県柔道整復師会

〒320-0046 栃木県宇都宮市西一の沢町4-7

028-648-0502

<http://www.sekkotuin.jp/>

ホームページ
QRコード

